

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【会社名】 株式会社J - オイルミルズ

【英訳名】 J-OIL MILLS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八馬 史尚

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03) 5148 - 9977

【事務連絡者氏名】 法務部長 稲垣 朱郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03) 5148 - 9977

【事務連絡者氏名】 法務部長 稲垣 朱郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社J - オイルミルズ 大阪支社
(大阪市北区中之島六丁目2番57号)
株式会社J - オイルミルズ 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目18番19号)

1【提出理由】

平成28年6月24日の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4円50銭 総額750,437,861円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 株式併合の件

平成28年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

定款について、発行可能株式総数を5億4千万株から5千4百万株に変更する、および、単元株式数を1,000株から100株に変更する。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、八馬史尚、善当勝夫、近藤邦彦、坂内昭夫、田島郁一、立見健一、小玉祐司、栃尾雅也、今井靖容、野崎晃の10氏を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、吉田哲、塩田良晴の両氏を選任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く7名に対し、役員賞与として総額3,470万円を支給する。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 松居伸一、吉田哲、後藤康夫の3氏および退任監査役 櫻井宏之氏に対し、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案 (剰余金処分の件)	139,206	318	0	99.77	可決
第2号議案 (株式併合の件)	139,367	159	0	99.88	可決
第3号議案 (定款一部変更の件)	139,369	156	0	99.89	可決
第4号議案 (取締役10名選任の件)					
八馬 史尚	131,188	8,338	0	94.02	可決
善当 勝夫	136,926	2,600	0	98.14	可決
近藤 邦彦	138,617	909	0	99.35	可決
坂内 昭夫	138,566	960	0	99.31	可決
田島 郁一	138,560	966	0	99.31	可決
立見 健一	138,617	909	0	99.35	可決
小玉 祐司	138,594	932	0	99.33	可決
栃尾 雅也	125,634	13,892	0	90.04	可決
今井 靖容	136,631	2,895	0	97.92	可決
野崎 晃	139,197	329	0	99.76	可決
第5号議案 (監査役2名選任の件)					
吉田 哲	136,585	2,941	0	97.89	可決
塩田 良晴	115,719	23,807	0	82.94	可決
第6号議案 (役員賞与支給の件)	138,756	770	0	99.45	可決
第7号議案 (退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件)	116,925	22,601	0	83.80	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

- 第1号議案、第6号議案および第7号議案 : 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
- 第2号議案および第3号議案 : 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成
- 第4号議案および第5号議案 : 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書による事前行使分および当日出席の株主のうち賛否の確認ができたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。